

日置市都市計画マスタープラン

概要版

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもと、住民の意見を聞きながら、都市の将来あるべき姿やまちづくりの方向性を定めるものです。

●都市計画マスタープランの役割

- (1) 都市全体と地域別の将来像を示し、市民の皆さんと共有するまちづくりの目標を設定します。
- (2) 個別の都市計画に係る方向性を示します。
- (3) 都市整備に係る施策の体系的な指針を示します。
- (4) 個別都市計画の決定・変更の指針を示し、実現に向けて円滑に促進します。

将来のまちの姿

「第2次日置市総合計画」との整合を図り、以下のとおりとします。

●目標年度 平成47年（2035年）

●日置市の将来都市像

「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」
を実現するまちづくり

●都市づくりのテーマ

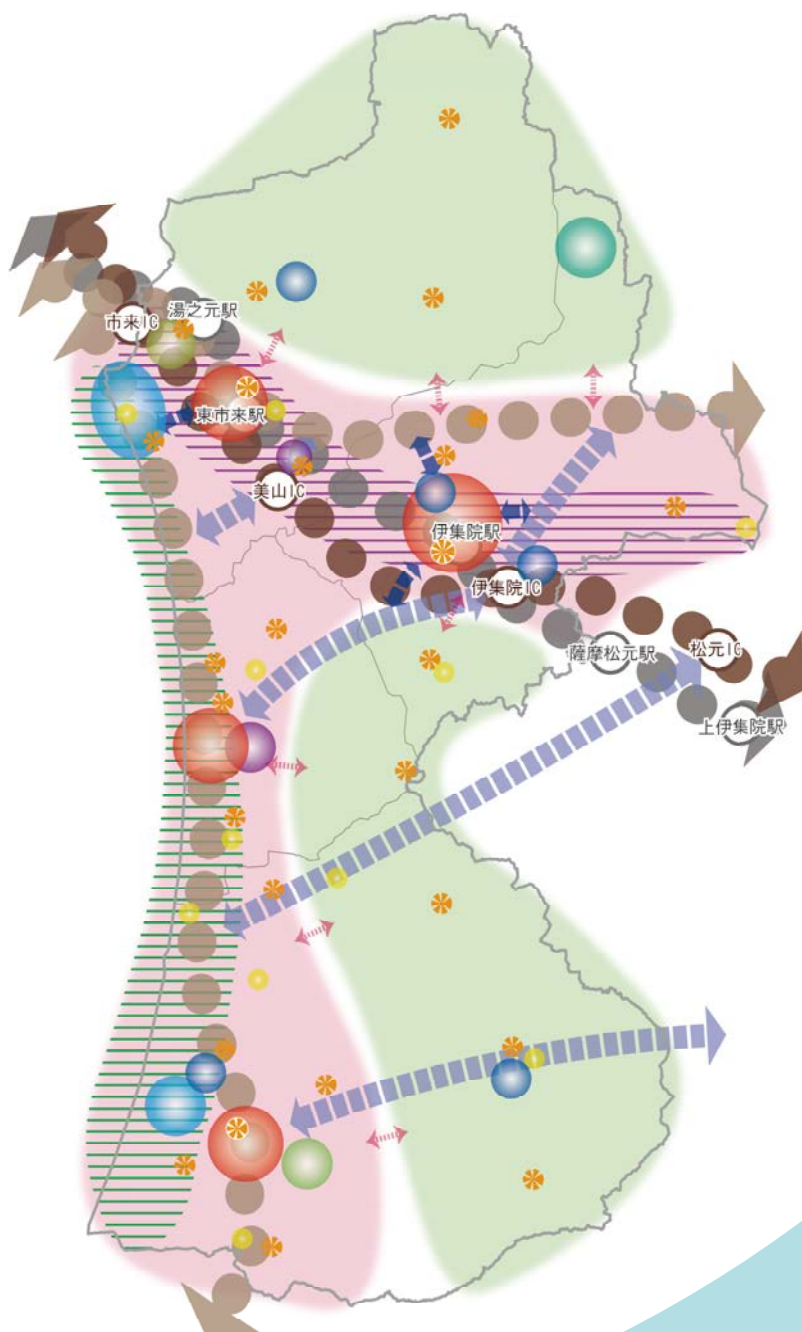
1. 4つの地域の特性を活かしながら、一体感あるまちをつくろう
2. 災害に強い、安全・安心なまちをつくろう
3. 生活基盤の整った、住みやすいまちをつくろう
4. 人や産業が集積する、にぎわいと活力のあるまちをつくろう
5. 豊かな自然や歴史を活かした、魅力あるまちをつくろう
6. 周辺都市や地域間が連携した、交流のまちをつくろう

全体構想の概要（まちづくりの基本的な方針）

▶ 将来都市構造

- 日置市全域を一体としてとらえる都市構造を設定します。
- 地域の個性を活かしつつ、周辺都市や各地域がお互いに助け合うネットワークが確保された都市構造を設定します。
- 地域特性を活かした拠点の配置により、「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を実現する都市構造を設定します。

将来都市構造図



《軸》		
	広域軸	周辺都市と連携し、広域的な交流を促す軸
	広域間連絡軸	広域軸へのアクセスを補完する軸
	拠点連絡軸	地域の各拠点と広域軸または広域間連絡軸を結ぶ軸
	地域間連絡軸	都市形成ゾーンと山里共生ゾーンの間を相互に連携し、生活を支える軸
《拠点》		
	まちなか拠点	各地域の都市活動の中心として、都市機能の維持・集積を図る拠点
	緑のふれあい拠点	優れた景観を活かし、本市の自然を体感し憩える拠点
	海のふれあい拠点	海浜の魅力の活用や周辺施設との連携によるふれあい拠点
	湯のふれあい拠点	温泉街を中心にした魅力を保全活用したふれあい拠点
	歴史文化のふれあい拠点	歴史・文化の資源保全と、文化体験などを活用したふれあい拠点
	食のふれあい拠点	食を通じて農業にふれ交流できる、食と農をテーマとするふれあい拠点
	工業拠点	本市の産業を支える拠点
	地区拠点	各地区の中心地となる拠点
《ゾーン》		
	都市形成ゾーン	にぎわいと活力のあるまちを目指し、市民ニーズに応じた暮らしの質の向上を図るゾーン
	山里共生ゾーン	山里環境の保全活用を図り、暮らしの利便性向上と、コミュニティの維持を図るゾーン
	薩摩街道継承ゾーン	薩摩街道の保全活用や街並み形成を進めるゾーン
	海浜保全活用ゾーン	海浜資源保全と周辺施設との連携により活性化を図るゾーン

拠点整備

- 市の顔となるにぎわいのある都市空間づくり
- 各地域における商業・サービス施設の集積促進
- 市の固有資源（自然環境・歴史文化・施設）を活かした観光レクリエーション拠点づくり

土地利用

- 都市的土地利用は整備誘導、自然的土地利用は保全活用を図り、適切な土地利用を推進
- 用途混在や散漫的な小規模開発を解消し、人や産業が集積するコンパクトな市街地の形成
- 「住んでよし」の実現のため、日常生活圏を意識した土地利用の推進
- 地域の特性を活かした土地利用区分の設定

▶分野別方針

道路

- 広域的な道路ネットワークの強化
- 都市の骨格となる道路の整備促進
- 渋滞緩和につながる環状道路等の整備の推進
- 市街地と集落を結ぶ道路の整備促進
- 安全・安心で魅力ある歩行者・自転車空間の確保

土地利用及び道路整備の方針図



公共交通

- 市民の安心・安全と交流を支える公共交通網の形成
- 来訪者が円滑に移動できる環境づくり
- 多様な関係主体の連携・協働による「公共交通に関する意識改革」の実行

都市環境

- 公園緑地における適正管理の取り組みと、市民参加による維持管理手法の検討
- 豊かな自然環境や農空間の維持・保全と利活用の推進
- 地域固有の動植物の状況調査や生物多様性の保全の検討
- 上下水道施設の老朽化対策及び水環境の改善

景観形成

- 日置市らしさを感じる景観づくり
- にぎわいの生まれる温泉街の街並みづくり
- 地域の歴史文化を守り受け継ぐ街並みづくり
- 豊かな自然や街を見渡す眺望景観の確保
- 環境保全活動の取り組みによる田園集落や吹上浜の景観保全

防災

- 治山治水事業の推進
- 災害危険箇所の周知及び宅地化の抑制
- 建築物の不燃化・耐震化と建築物災害の防止対策の促進
- 災害時における情報インフラ整備の検討
- 日置市地域防災計画の更新と適切な運用

	商業業務地		広域道路
	住宅地		広域間連絡道路
	工業地		都市内連絡道路
	公園緑地		歩行者・自転車用空間
	田園居住地		
	海浜地		
	山林		

0 2.0 4.0 6.0km



伊集院地域

「ずっと住みたい、にぎわいあるまち」

本市の顔となる中心市街地及び妙円寺詣りなどの伝統行事を有する本地域は、住民がずっと住みたいと思え、住み続けられる受け皿づくりを進めるとともに、多くの来訪者がまた来たいと思える、にぎわいのあるまちづくりを目指します。

多様な機能が集積するまちなか
拠点づくり

地域特性に応じた
生活空間づくり

地域の生活を支える
基盤形成

薩摩街道を活かした
歩行環境の形成

土地利用及び拠点整備の方針

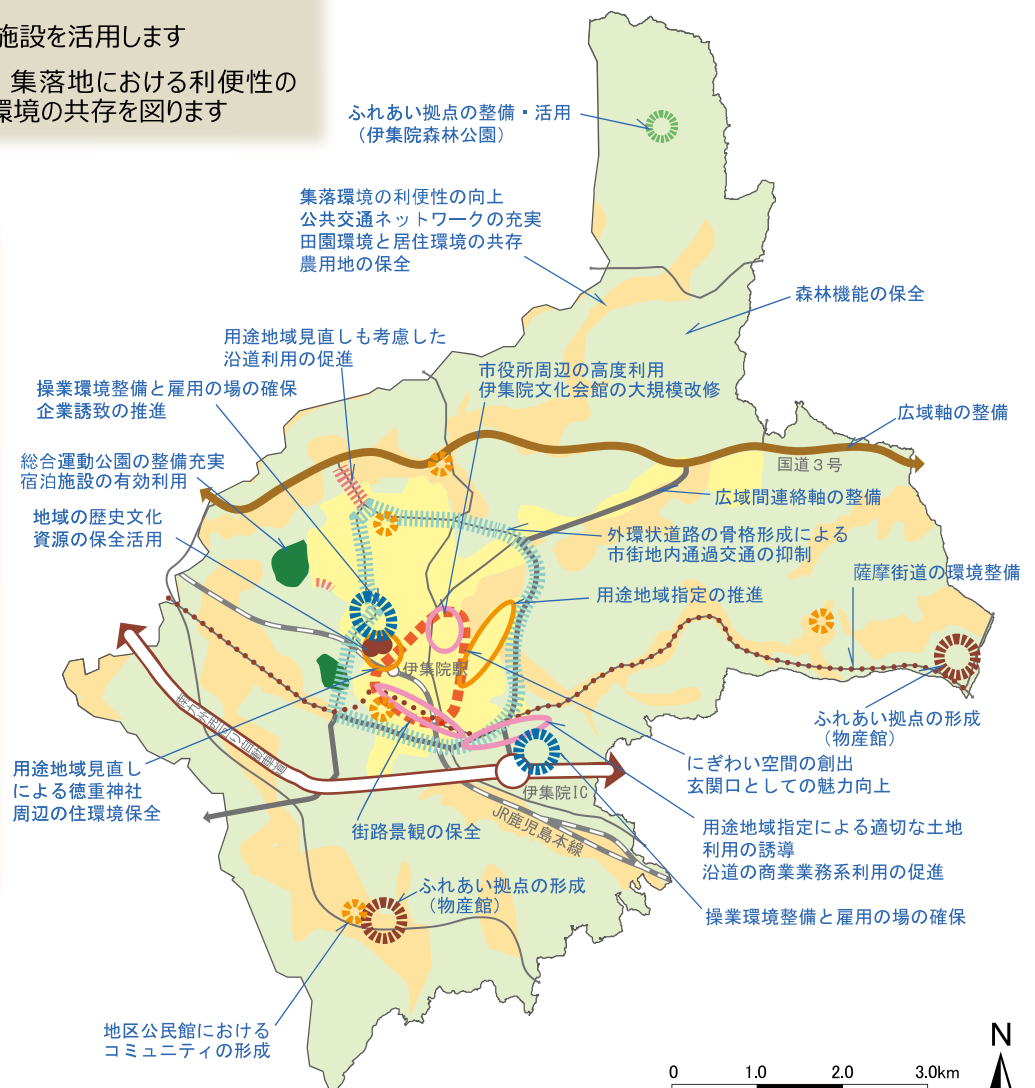
- 都市機能が集積して暮らしやすく、また来訪者にも魅力ある中心市街地を目指します
- 人口規模に見合ったまちづくりを進めます
- 市役所周辺の高度利用を図ります
- 用途地域の見直しや拡大を検討していきます
- 伊集院インターチェンジ周辺部は、適切な土地利用を誘導していきます
- 企業誘致を推進します
- 物産館や地区公民館の施設を活用します
- 森林や農用地の保全、集落地における利便性の向上や田園環境と居住環境の共存を図ります

交通施設整備の方針

- 南九州西回り自動車道と国道3号の整備を促進します
- 市街地への通過交通の流入を解消します
- 中心市街地における環状型の道路網を形成します
- 未整備都市計画道路は、位置の見直しを含めた整備方策を検討します
- 公共交通ネットワークを充実していきます

地域環境整備の方針

- 工業施設の操業環境整備と雇用の場の確保を図ります
- 水道未普及地域を解消します
- 清流溝を保全していきます
- 既存の公園緑地の整備・活用を図ります
- 歴史文化資源の保全・活用を図ります
- 薩摩街道の環境整備を進めます
- 教育環境の維持向上を図ります
- 洪水対策を推進します



吹上地域

「みんなが健康になるうるおいあるまち」

本地域は、美しい吹上浜を背景にした観光と温泉や運動施設などの健康・レクリエーションを取り入れた施設への来訪者も多いため、住民と来訪者の両者の利便性の向上を図るまちづくりを進め、豊かな自然に包まれた地域の生活と観光交流が継続するうるおいあるまちを目指します。

豊かな自然に包まれた生活と
交流を高めるまちづくり

地域資源や既存施設を
活かしたまちづくり

生活と交流を支える
まちづくり

土地利用及び拠点整備の方針

- 都市機能が集積し、安全で利便性の高いコンパクトな市街地を形成します
- 用途地域等の導入を検討します
- スポーツ・レクリエーション拠点として吹上浜公園などの整備充実を図ります
- 吹上温泉の活性化を促進します
- 定住化を促進します
- 空き家の解消に努めます
- 物産館や地区公民館の施設を活用します
- 森林や農用地の保全、集落地における利便性の向上や田園環境と居住環境の共存を図ります

交通施設整備の方針

- 国道270号や地域の骨格となる県道等の整備を促進します
- 公共交通ネットワークを充実していきます
- 市街地の骨格となる都市計画道路の整備を進めます
- 吹上浜サイクリングロードの保全と活用を図ります

地域環境整備の方針

- 吹上浜、棚田などの自然を守り、活用します
- 城跡や社寺などの歴史文化資源の環境保全方策を検討します
- 教育環境の維持向上を図ります
- 漁港の環境整備を促進します
- 工業施設の操業環境整備と雇用の場の確保を図ります



まちづくりの実現に向けて

▶都市計画の見直し方針

都市計画マスタープランに基づく都市計画の運用

本計画に示された方針に基づき、本市や地域の実情に最もふさわしい手法を選択するとともに、統合的で一体的な都市計画を運用していきます。

都市計画区域の見直し方針

既存の生活圏を考慮して、一体の都市としてとらえる必要がある地域をもとに、都市計画区域の統合・再編を検討していきます。

地域地区の見直し方針

市街化の進行がみられる用途未指定地区については、環境低下を防止するための用途地域の指定を、また、既に用途地域指定地区であっても、環境の変化がみられる地区については、用途地域の見直しを検討します。

都市施設の見直し方針

整備の実現性が低い道路や住民ニーズに応えられない公園については、代替機能の必要性を検討し、適時見直しを検討します。また、施設の老朽化に対応して、ストックマネジメントにより、適正な維持・管理に努めます。

▶都市計画の運営・管理

都市計画マスタープランの進行管理

本計画に基づく施策や事業の進捗状況を管理するとともに、社会経済情勢の変化への対応や住民意向の把握による効果の検証などにより、定期的に本計画の評価を行います。

市民・事業者・行政の協働のまちづくり

市民、事業者をはじめ、都市づくりや地域のまちづくりに関わる人々がそれぞれの強みを発揮し、継続してまちづくり等に参加、参画できる体制や環境を整えながら、様々な場面に応じた協働によるまちづくりを展開します。

広域的連携

周辺都市などとの役割・機能分担や公共施設の圏域を調整して相互利用を図るなど、広域的な連携・協力体制を必要に応じて強化するとともに、調整にあたっては国や県に支援・協力を要請しながら、密接に連携して都市づくりを進めます。

